

Title	戦時に於ける仏国の経済及財政 ( 上 )
Sub Title	
Author	高島, 佐一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.5 (1916. 5) ,p.677(91)- 688(102)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160501-0091">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160501-0091</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

のとす。

茲に少しく注意すべき興味ある問題は、賃借地の保有者其期限の到来に依り之を元の領主に返却するに當りては、其保有者は其領主に對して其借用せし土地を返すと共に其地上に借地人か自ら自己の費用を以て建築したる總ての家屋植附けたる樹木及其他の設備等を皆悉無償を以て引渡さざる可らざるのみならず、其住家の如きは之を十分人間の住居に適當する状態に回復修理して引渡すべきの義務あるものとす。尤も商業上及農業上の土地に關しては、其契約規定に依り之を除外することを得るものとす。

又期限附租借地に關して、現在は最早法理上重要ならざれど、英國法制史上面白き一問題は一方に於て自由及公簿保有地と他方に於て此賃借地との間には從來法律上大なる區別を設けら

れたり、後者は永年の間土地に對する財産權にあらずして只た契約上の權利即ち物權にあらずして債權なりと思惟せられ居りたり。之を以て、自由及公簿保有者は其訴訟に於ては對物訴訟 Real action としての保護を受けたるか故に、物件其物即ち土地 Res, the Land を回復するものなれど、之に反し賃借地保有者は只た對人訴訟 Personal action を爲すことを得るのみにして、其結果は其土地を回復するにあらずして只だ其領主より金銭上の賠償を得るのみ、故に此賃借地保有者が其土地に對するの權利は恰も金銭或は其他の動産の所有者と何等異なる所なしとせり。

(八) 土地の讓渡

土地の讓渡 (Conveyances of land) に關しては昔時は非常に複雑なる手續を要したりしか、近

世に至り多少簡單になりたりと雖も、尙ほ其法定手續は歐大陸諸國に比し著しく錯雜にして、其受渡行為を確保する爲めには、少くとも過去四十年間以上に亘りて一々其土地に關して、果して限定地産或は抵當權の設定はなきや否やを確かめざる可らざるか故に、只た専門的の讓渡作成者を待つて始めて完全に之れか作成を爲し得べきものなるか、又必らず捺印したる證書を必要とするものなりと規定せられたり。斯の如き繁雜にして無用の手續を除去する爲めに、近年は土地登記所なるもの設立せられ、一千八百九十七年以降は倫敦州内の土地の賣買に際しては皆登記せざるべからざることとなりたるか、其他の地方に於ては未だ然らず。

(大正五年二月十四日稿)

戰時に於ける佛國の經濟及び財政

高島佐一郎

目次

- 一 緒言
  - 二 佛蘭西の國富と耐戰力
  - 三 戰時の通貨状態
  - 四 佛蘭西銀行の戰時行動
  - 五 一般信用銀行及び貯蓄銀行
  - 六 爲替關係と爲替恐慌の辯明
  - 七 財政及び財政上の動員
  - 八 普佛戰時と現戰時との比較
- はしがき。見はるかす戰塵濛々たる、歐洲の中原の顛みれば、交戰國中わが協約國たる佛蘭西ほど、暗澹たる運命に包まれたる邦國は蓋し尠なけん。而かも其の戰時經濟及び財政の事に至たりては、實質上仍ほ未だ鞏固なるものあるべしと雖も今までの需要に應ふべき緊急策としては、

遂に中立國たる米國、竝に實質上中立國たる本邦の補助に俟たざるべからざるものある、亦た争ひ難きに似たり。米國に起債せられ、本邦に致々起債説の流布せられたる、豈に此の間の消息を傳ふるものにあらずらんや。知らず、近比、一染料製造會社の株式募集に當り、百數十倍の應募者を得以つて其の事業の前途を祝福したりしが如く、誠に厚く弱きを助くる我が民族の上下、かの他日佛國債の募集あるに際しても、果して數倍の申込みを行なひ以つて、この不遇なる協約國民の壯志を扶助すべきや否や。されば、吾人亦球算を有す、助くるの前、先づ彼れの實力を知るは、緊要なる一事項に屬すとすべし。此の時、佛蘭西學士院會員ラファエル・テヨルザ・レヅイ氏あり、即ち英文の事を、愛國の熱血に染めて、具さに祖國の平時及び戰時に於ける國富、通貨、金融及び財政の状態を精描し、依つて以つて其の希ふ中立國の財政的援助の大道を坦かならしめんが爲めに、一文を『クォーターリー・ナショナル・ガゼット・エコノミクス』先々月號に投ず。Raphael Georges Ley, French Money, Banking, and Finance during the Great War, The Quarterly Journal of Economics, November, 1915, pp. 64-85. は即ち是れなり。顧みれば、同誌八月號上の、ルドウィック・メンザツクスの『獨逸の財政上の職員』を補譯して、之を拙譯著中に収録したり予は、或る意

味に於て、彼れに對比せしめんと欲せしなるべき、レヅイ氏の本稿をも、紹介するの義務あるを覺ゆると共に、中立國たる米國の有識に訴へたる、此の文字は、必ずや其の協約國民たる吾人にも、宣傳するを欲するの、同一文字たるべきを念ひ、茲に之を解説することとせり。

一 緒 言

わが佛蘭西の國富を形成する諸要素を闡明し佛蘭西の通貨金融組織及び這般大戦時に於ける其の運用を探究し、更に佛蘭西の財政状態を考查し、依つて以て、佛蘭西は如何にして、數十百億法を算する、其の尨大なる陸海軍戦費を調達し得るやを解説するは、正さに佛蘭西學士院會員たる予の任務たると共に、佛蘭西の非常經濟財政状態に緊切なる利害を繋ぐ、中立國民の興かり聽かんと欲する所たるべきを信ず。而して四十五年前即ち一八七〇乃至七一年の普佛戰爭當時に發生したる經濟財政上の緊急事相との比較を以つて、本稿の結論たらしめんと欲するなり。

二 佛蘭西の國富と耐戦力

佛蘭西は人も知る、宇内、最も豊饒たる國土を有し、比較的狹隘なる領域には、往く所として、溫暖にして且つ活働力を最も善く發展せしむるに適順なる氣候を、見出すのみならず、北佛蘭西及び南佛蘭西は、各特異の風土を有すれば、種々の農作物の、饒々たるを見るべし。試みに一九一二年に於ける、同國の全穀類の價格を概算すれば、四十四億萬法を算し、此の他馬鈴薯十一億萬弗、牧草十三億萬法を數へ、一箇年の農産物價格は實に百十億萬法に達す。

礦産物亦た尠なからずして、銑鐵の年産額五百萬噸、鋼鐵の年産額四百萬噸、石炭の年採掘額四千百萬噸を數ふ。

佛蘭西の小麥生産高は本來、同國平均消費高の九割に當たる。されば其の不足額一割以上を輸入に俟つの要なし、此の一割の小麥すらも實は同價格の農作物を、海外に致して、其の輸入

を試むるに過ぎずとす。顧みるに一九一四年度の小麦收穫高は約八千七百「ハンドレド・ウェー」トにして、八月一日以降男子は擧げて戰場に出で立ち、斯くて田園に打殘されたる老幼婦女にも拘らず、平年にも劣らざる好成绩を示し得たるなりき。此の一九一五年の作物亦た然り。惜しむらくは、降雨量の過大なりしが爲め南佛蘭西地方の作物が不況を示したりしを。唯々肉類のみは、大いに輸入に俟たざるべからず、巨額の肉類は日々、軍用に需要せらるゝなるが、國內の家畜を保護せんが爲めに、軍用の冷肉は殆んど擧げて、之を輸入に頼る。葡萄の收穫も亦た異常の降雨によりて尠なからず損害を蒙りたりしも、こはアルジェリアより容易く移入せられたり。要之、佛蘭西は此の空前の大戦亂に際するも、依然として克く、自國の産出する所を以て、其の民命を維持するに、餘裕綽々たる

ものありて存す。而してこの事實こそ一交戰國の戰鬪持久力に、言ふべからざる力を、與ふるものならずんばあらず。

絹類製造は又た、佛蘭西經濟界に、最も重要な一地位を占む。佛蘭西は元と、絹類原料品に就きては、一小生産者に過ぎざれども、絹類工業に至たりては、數世紀間、世界諸國の首位に居る。謂はゆる絹物仕上げ condition des soies に就ては、わが里昂は無双の繁榮を極はむ。姑らく計數を按ずれば、伊太利の製造高一萬四百九十七噸、日本三千四百八十三噸、北米合衆國一千三百六十五噸に對し、佛蘭西は寔に一萬八百十噸の巨數を表はす。

一九一二年末に於ける佛蘭西の土地の總時價は六百二十億萬法、建物の總時價は六百五十億萬法と概算せらる。我が國人の保有する有價證券は約一千億萬法と算せられ、就中四百億萬法は外國公債及び株式に係かる。茲に於てか、

佛蘭西國民經濟の債務を控除すると共に、一切の資産を加算すれば、同國の總國富たる正さに二千億萬法臺なるべしと、概算せらるゝなり。

一九一二年に於ける佛蘭西の外國貿易額は左の如し。(單位百萬法)

輸 入	一般貿易	特殊貿易
	一〇、二九三	八、二三〇
輸 出	八、八二五	六、七一一
輸入超過	一、四六八	一、五二八

右に就き一般貿易とは海路又は陸路國境を踰へて輸出入せられたる貨物の全體を指し、特殊貿易とは佛蘭西國內に於て消費せられたる外國貨物及び輸出せられたる佛蘭西國産のみを云ふ。

佛蘭西は、大英國の商船が二萬艘を算するに對し、一萬七千隻を數ふるの一大商船隊を有す。されど其の噸數に至たりては遙かに微弱なるを免れずして、大英國の總噸數一千八百八十七萬九千噸なるに對し、纔かに百五十一萬九千噸を示

すのみ。

佛蘭西農家及び中流社會の一大道徳は其の習慣的なる勤儉力行に在り。其の大多數が其の所得のいかに輕微なりとも、之が全部を費消することなく、必ず多少の蓄積を行ひ、一般的に悦びて佛蘭西若くは外國の有價證券に投資するの風あるは、世界周知の明事實なりとす。而して是れこそ、佛蘭西をして夙に、今日見るが如き一大債權國たらしめし一原因なれ。斯くして佛蘭西人の外國公債株式の所有權は、年々歳々、巨額の資金を世界の凡ゆる方面より、齎らし來たるものなるが、之に加ふるに巨萬の外國漫遊客の春花秋月、巴里に否な佛蘭西全土に亘りて費消する大金の存するあつて、茲に外國爲替は平時常に佛蘭西に順調なるを馴致するなり。佛蘭西國富の一斑凡そ斯の如し。

されば、戦後、佛蘭西の公債いかんの巨額に達するとも、佛蘭西國民の肩上に負擔せらるゝ

最後の一錢は、必ずや正確に且つ奇麗に辨濟せらるゝなるべし。富裕なる中立國の上下各階級須らく去るべし、わが祖國に對する、緊急金融財政状態を白眼視する杞人の憂へを。

### 三 戦時の通貨状態

佛蘭西は本來有力なる一債權國にしあれば、平均年度に於て、其の受取るべき金額は、遙かに其の支拂ふべき金額に超え、依つて以つて從來巨億の金を其の領域内に留保するに、何等の困難を感じたることなき、怪むを須るす。嚴密なる計算の結果、一九一四年に於て、此の金額は正さに七十億萬法に達し、就中、四十億萬弗は佛蘭西銀行の金庫中に、他の三十億萬法は一般公衆の手中に存在するものと信せらる。事實を見れば、這箇の戦亂の勃發するや、金貨は悉く一般流通界より、其の姿を隠し、其の空所は紙幣により、五法銀貨により、將た補助銀貨によりて填補せられたる了んぬ。唯だ銅貨及び

白銅貨は依然として、小口支拂用に充當せらるる開戦劈頭に當りてや、巨額の金貨は祖先以來の盲目的本能的傳説により硬貨殊に金貨を愛惜するの風ある、多數の佛蘭西人の隠藏する所となり。然るに暫くして、一啓蒙的運動の翕然として起り來るに會したるが、其の結果、巨額の金貨は陸續として、私人の手より佛蘭西銀行に移され、争つて銀行券と引換へられたり。而かも本稿の著者が、該運動の首唱者たる誇りを享有し得たるは、私かに悦びとする所なり。一般民衆は、其の金貨が自家金庫内に徒藏せらるゝの事に益なきと共に、反對にそが一とたび、中央銀行に移さるゝや、斯くて増大せらるべき中央銀行資産は多々益々辯すべき銀行券發行を擁護し支持し得るの效用を、發揮すべきを覺知したるなりき。國の凡ゆる民衆、實に大會社より小資本家及び一般市民に至るまで、克く其の義務を了解し、斯くて今日佛蘭西の上下に透徹

せる美はしき特質たる、蔚然たる愛國心を以て此義務を遂行す。幾億の金貨は、斯くて今や、佛蘭西銀行てふ一大貯藏池に注がれつゝあり。げにや、佛蘭西銀行が五億萬法の金を、英蘭銀行に交付したるにも拘らず、之ありしが爲めにわが中央銀行の金準備は、開戦以降、約五億萬法の増殖を示したるなり。(註 平時に於ける金貨流通、變局に際する金貨隠藏、金貨金塊の集中運動、斯かる啓蒙運動の奏功と中央銀行金準備の充實又は増殖。凡そ斯かる一聯のミダス玉を主人公たらしめて、描きたりけん如きの、一喜劇の筋書きこそ、實に此の佛蘭西とのみ言はず、平常、金貨の流通を目睹したりける英國及び獨逸にも、全然揆を同じうして、演出せられたるの一陋態に外ならずして、夙にキーンス及山崎博士の、宣傳して措かざりし、「金は須らく本位たらしむべく、而かも之を流通せしむべからず」てふ主義に對し、吾人が踏襲して力説

するを吝まざりし所以のもの、亦た實に茲に存す。讀者にして若し、此の愚かなる喜劇の臺本を窺はんとすれば、手近かには、キーンス及チクスChicksの所説に就かるべし。

同期間に於て、佛蘭西銀行の銀貨保有高は、七億萬法より一躍三億五千萬法に低落したりしが、是れまた、同行貸借對照表に現はれたる、一奇觀たるを失はず。而して「エキキュ」Écycloと通稱せらるゝ是等の五法銀貨は、獨り佛蘭西政府の鑄貨のみならずして、また羅典同盟上、白耳義、伊太利、瑞西及び希臘の鑄造に係る。一九一四年八月、果然、歐羅巴諸國に於けると等しく、佛蘭西にも、正貨に對する熾烈なる需要勃發す。茲に於てか、佛蘭西銀行は即ち賢明にも、其の保有せる銀貨の大半を盡して解放し去る。能ふべくんば、銀貨の最後の五錢をも、手放すを欲せしならん、蓋し銀行券發行債務に對する、唯一の鞏固なる準備は、夫れ金に外ならざ

ればなり。顧みるに獨逸帝國銀行も亦た、われと同様なる際遇を利用したるもの、如く、其の所藏の「ターレル」銀貨の全部を擧げて、之を公衆の搬び去るに任かせたり。戦争一とたび發生するや、一般民衆はをぞましくも、凡ゆる種類の硬貨を所持せんことを希ふ、されば渠等に於て若し金貨を手にするに能はざらんか、銀貨を獲て満足するの狀あるなり。

茲に於てか、單り本位貨幣たる九百位の五法銀貨のみならず、補助貨たる八百三十五位の二法、一法及び半法の銀貨すら、一般公衆の熱望する所たるに至たり、爲めに南西佛蘭西の如きに至れば、地方公共團體主として商業會議所は、硬貨を熱望する公衆の需要に應じ難かりし狀況に鑑んみ、一法及び半法の紙幣を印行したりしを自擧す。而して二十五「サンチーム」の白銅貨は、偶然にも、工業用に充つる爲め、製造業家の争ひて需要する所たるに至たり。獨

逸の官憲若くは其の請負者輩はまた頻りに、北佛蘭西及び白耳義に於て、白銅貨の蒐集に執掌したりしと傳へらる。

#### 四 佛蘭西銀行の戰時行動

銀行業が交戰國の金融及び通貨組織上、最も顯著なる任務に衝たるや、言ふを須ゐず。一國の貨幣保有高は通常、直ちに増殖する能はざるのみならず、却つて反對に、種々の危険を踏まざる能はずして、其の效果は貨幣蓄積商を低落せしめずんば已まざるべし。茲に於てか勢ひ謂はゆる「印刷機械の活動を惹起し、斯くて發行銀行若くは國庫或ひは此の兩者は幾十億の銀行券又は紙幣の印行に、忙殺せらる。佛蘭西も亦た、此の點に就き他の交戰國と等しく、斯かる必要を免かるゝ能はざりしと雖も、佛蘭西は直截簡明なる方法に於て、之を行ひ、絶えて其の敵國の某々が試みたりしが如き、事の真相を模稜に附する底の、隱密不正の手段に訴ふる

所なきなり。

吾人をして姑らく佛蘭西銀行の組織を、回顧する所あらしめよ。其の組織には、發行券高と正貨たると、將た割引手形たるとを問はず凡ゆる資産との間に、何等の法律的關係の存在することなきなり。思ふに一八四九年以降佛蘭西全土に亘たる銀行券發行權の獨占を認められし、佛蘭西銀行の經營に對し、法律が制限を加へたる唯一の主義たる、纔かに同行は、常に正貨兌換を行ひ得る如きの方法を以て、其の資産を管理經營せざる可らずと謂ふの一事に過ぎずとす。

佛蘭西銀行は、他の諸文明國中央銀行に比較し、一層自由に其の經營を行ひ得るの位置に立つ。極めて廣汎なる權力は一に握られて、株主總會に於て選任せられたる取締役、及び表面上政府より任命せられたる總裁の掌中に存す。事實上、不當に發行高を膨脹せしむべき傾向に對して、差加へらるべき制働機たる、單に正貨兌

換義務の履行の可能方に存するのみ。されど緊急時に際してや、國家は原則として、同行に宣するに兌換義務の免除を以てし、法律はまた營

に一般民衆間のみならず、佛蘭西銀行自らに關しても、其の銀行券に賦與するに、法貨資格を以てするなり。政府は銀行に期待するに、其の目的を以て創成せらるべき、銀行券を執つて之に貸與すべきことを以てす。而かも斯かる銀行券は平和克復の曉きならでは、償還せられざるの資産(政府の負債)を以て擔保せらるゝものなれば、此の種の銀行券が若し兌換請求の爲め提示せらるゝとも、銀行は直ちに之を引換ふるに充分なる、金貨を蒐集するに能はざるべし。而して斯かる軍國需用の爲にしたる新銀行券と、通常の商業取引の目的の爲めに創成せられたる銀行券との間には、何等の區別を設けること能はざるが故に、其の必然の結果たる常に必ず法貨資格なるものが、凡べての銀行券に對し賦與

せらるゝの政策ならざるべからざるは、略易きの道理なりとす。

さて吾人は、佛蘭西銀行が今日までに、政府に用立てたる貸上金額を考査する所あるべし。顧みるに一八九七年に於て佛蘭西銀行の特權が爾後二十三年間(即ち一九二〇年十二月三十一日まで)更改延長せられたるときに際し、同行は其の特權所有の報償として、特權の満了後ならでは辨濟せられざるべき、總額二億萬法の資金を無利子にて永久に政府に貸付くべきことを契約したるなりき。されど斯かる法定貸上金の如きは、開戦後同政府に用立てられたる尨大なる調達金額に比較すれば、些々言ふに足らず。即ち一九一一年中に締結せられたる契約により佛蘭西銀行は將來、開戦に當たり、二十九億萬法を貸付くべき旨を承認したりしが、右金額は愈々開戦を見たる一九一四年九月に至りて、六十萬億法に増額せられ、更に超えて一九一五

年五月に及べば、九十億萬法に増加せられたるものとす。尤も之は勿論、貸上最高限度を律定したるものに過ぎずして、一九一五年九月に於て、政府が右の借受能力を利用したる金額は、約七十億萬法を超えざるなり。而して此の貸上金額は、開戦後とも、依然規則正しく公表せらるゝ、佛蘭西銀行營業週報上に、明徴せらる。斯くして、需要せらるゝ銀行券を創成し得せしむるが爲めに、一八七〇年以降法律により確定せられたる、發行總額の最高限は絶えず増加せられたるが、今最高制限額の擴張せられたる年度及び金額を示せば、左の如し。(單位、百萬法)

一八七〇年	八月	十二日	一、八〇〇	
同	年	同月	十四日	二、四〇〇
一八七一年	十二月	二十九日	二、八〇〇	
一八七二年	七月	十五日	三、二〇〇	
一八八四年	一月	三十日	三、五〇〇	
一八九三年	一月	二十五日	四、〇〇〇	

一八九七年	十一月	十七日	五、〇〇〇
一九〇六年	二月	九日	五、八〇〇
一九一一年	十二月	二十九日	六、八〇〇
一九一四年	八月	五日	九、〇〇〇
同	年	九月	一二、〇〇〇
一九一五年	五月	十二日	一五、〇〇〇

這般戰爭の發生するまでは、佛蘭西銀行の最高發行制限額たる、手形割引及び擔保貸付業務の發達と、第二十世紀の初頭にありては發行總額と略々同額を示したる準備金の増殖との爲めに必要とせられたるものなりき。然るに現戰爭の勃發以降にありては、右の制限額の擴張たる一に専ら軍國の需用に基づく。今ま少しく此の間の消息を説かんに、一般商取引は凡べて沈靜せるが故に、割引手形が爾かく増加すべきの筈なし。(モラトリアム)の施行せられたる爲め、支拂を猶豫せられたりし "notared" 割引手形の大部分は、爾來漸次に償却せられたれば、今仍ほ佛蘭西銀行の資産中に殘存する手形全體

は、略々二十億法を超ゆること幾干ならず。而して擔保貸付額も亦た、一年以前の數字と多く異ならず。されば目下、佛蘭西銀行の全地位は大約、左の如くに、概言し得らるべし。割引手形は減少し、擔保貸付は變化を蒙らず、政府貸上金は、一般公衆に依り引受けらるべき公債の募集が、政府をして右貸上金を辨濟し得る如き時期に到達するまで、規則的に増殖し、今後とも増加すべきもの、如し。又た銀行の保有する金の總額は、最近まで開、戦以後増減を見ず而かも最近に至たりては、既述せる如く、著しく改善を示し、幾億萬法の金貨は、頻りに佛蘭西銀行の庫中に、流れ入りつゝあるなり。此の事實こそ、寔に社會一般の覺醒及び運動に因るものなれ。市民は今まや、平時に在りて、一般公衆に何等の利益を齎らすことなき、私人の金貨匿藏は、戰時に際しては、實に通貨制度の根帯を危うし、政府の信用を損ふものたるを覺

知したり。蓋し銀行券發行額の擴張に當たりてや、紙幣に對する根軸として、能ふ限り巨大なる金を集中蓄藏するは、殆んど命令的たる歸趨なればなり。此の思想の懸がて、國內全般に普及せらるゝや、二十法及び十法の金貨は素とより。かの祖先より傳はり來たれる貴重の遺物として、多數の舊家に保存せられたる、四十法、五十法、百法の額面を有する、古き且つ稀れなる金貨すらも、陸續として熱心に中央銀行の本支店に齎らされ、若くは郵便局に致されて、銀行券と引換へらるゝの光景を現出したり。一週は一週より、佛蘭西銀行は、英、米兩國より買入れたる、軍需品の代金として巨額の金を輸出せざるべからざりしにも拘らず、同銀行の金保有額には、著しき増殖を示せり。あゝ、佛蘭西國民は今日再び、嘆賞すべき一致を以つて、其の義務を諒解し、且つ迅速に之を履行するを、過たざりき。

左の一表は、一九一四年七月三十日乃至一九一五年八月二十六日間に亘たる、佛蘭西銀行の貸借對照表上に發生したる、主なる變化を示すに、餘師あらん。(單位、百萬法)

資 産	
割引手形	一九一四年七月三十日 二、四四四
擔保貸付	二、三三五
銀 貨	七五八
金貨金塊	六二五
政府貸上金	四、一四一
大藏省証券(聯合國へ貸)	二〇〇
一九一五年八月二十六日	二、三三五
割引手形	五八七
擔保貸付	三六七
銀 貨	四、二六六
金貨金塊	六、五〇〇
政府貸上金	四六〇

負 債

銀行券發行額 一九一四年七月三十日 六、六八三 一九一五年八月二十六日 二、九五〇  
 私人預金 九四七 二、四六二

斯くして主なる特徴は、既述せる理由により、銀行券發行額が約二倍に増殖せること、預金額が略々三倍の増加を示せること、なり。是れ緊急時に際するや、一般公衆は佛蘭西を信するの篤き、一般銀行に勝るものあれば、争ひて之に預金を託せんとするに基く。

交戰状態を構成せずして  
 武力を用る場合を論ず

泉

哲

交戰状態を構成する否とは國際上大なる關係を有することにして、之を構成する場合は交戰國の權利義務の關係生ずると共に、中立國なる第三者現れ其權利義務を主張するものなり、而るに交戰状態を構成せずして武力を用る場合は叙上の状態を發生せざるを以て平時と些細の差異ならず、而も其目的を達する點に於ては兩ば相譲らざることなり、而て其武力を用るに當り奈何なる形式を執り其目的を全ふしたるやと云ふに、海軍に於ては平和封鎖の名を以て動き陸軍にありては内亂平定、秩序恢復等の名に據

て進めり、然るに従來に於ては此等の適用が限局せられたる範圍内に止まりしも、人文の進歩も須臾も休むべからず、將來に戰爭の慘禍を殄ち、和平に緩せんとすに念倍々國際間に起らば廣汎たる手段を殫し絶對に戰爭を廻避せんと爲さんも未知るべからず、從て之か應用範圍も愈々擴大し、今日戰爭に據て解決せられたる諸問題も漸次此等の方法と含み換へらるべきは理正に然りと信せざるを得ず、夫れ戰爭は變事にして平和は常時なり、努めて變事を避け、平時、状態に於て國際問題を解決し、國際上の幸福を圖るは斯法の要訣にして又發達の順序たるや疑はざるところ也、過去を視るは研究の要諦なり予輩は左に交戰状態を構成せずして武力を用るたる事例に就て概論せんとす。

第一 内亂鎮定

一國に内亂起り自ら之を綏定する能はざる場合に外國が共同して平定の任に膺りたる例尠か

らず、著名なるは北清事件と稱せらるゝ所のもの也、一九〇〇年二月二十五日匪徒の一團が英國宣教師を襲撃して以來暴徒漸く募り其勢ひ北清より支那中部に移り南清に波及し排外熱は恰も遼原の火風に煽らるゝか如く殆支那全部に瀰漫せり此時に於て外國人の生命財産は極めて不安たらざるを得ず、これを清國政府の保護に依頼せんとするも清國政府は陽に親幸を表し陰に匪徒を使喚する不穩の形勢たり、遂に匪徒は同年六月下旬北京の周圍に押寄せ暴戾を極め近郊を荒し外人及キリスト教徒たる支那人を殺戮す、其被害者中に獨乙公使ケトルル及杉山書記生か數へられたるは尙能く世人の記憶するところ也斯て暴徒の北京に侵入するや、清國軍隊は匪徒と策應して外國人を殺戮し公使館を攻撃し局面の推移頗る容易ならず、當時北京駐劄の英、米佛、獨、以等の各國公使は英國公使館に集合し暴徒鎮壓に關し會議を開き清國政府に警告するに